

高知県児童虐待事例検証報告書

令和3年10月

高知県児童福祉審議会

児童虐待検証部会

報告書の利用にあたっては、プライバシーに十分配慮した取扱いをお願いします。

目 次

はじめに	1
1 検証の目的	1
2 検証の方法	1
3 事例の概要	2
(1) 事例の概要	2
(2) 家族の状況	2
(3) 事例の背景	3
4 課題と提言	4
(1) 家庭全体を捉えた切れ目のない支援について	4
(2) 地域における支援ネットワークの構築について	6
(3) 性に関する教育のあり方について	7
(4) 予期せぬ妊娠に対する相談対応について	8
おわりに	9
参考1 高知県児童福祉審議会児童虐待検証部会開催経過	10
参考2 高知県児童福祉審議会児童虐待検証部会委員名簿	10

はじめに

児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」という。）第4条第5項の規定により、国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとされている。

これを受けて本県では、高知県児童福祉審議会に児童虐待検証部会を設置し、児童虐待による死亡事例等の検証を行うこととしている。

本県において、令和2年8月4日に、母が自宅で出産した男児の遺体を河川に遺棄したという事件が発生し、児童虐待検証部会において検証を行うこととした。

この報告書では、今後このような痛ましい事例の発生を防ぐため、事例の検証結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を提言として取りまとめたものである。

なお、本報告書は、プライバシー保護の観点から、個人が特定されないように配慮して記載している。

1 検証の目的

本検証の目的は、令和2年8月4日に高知県A市において発生した児童虐待による死亡事例について検証を行い、今後取り組むべき課題や方策を検討し、再発防止策を提言するものである。

2 検証の方法

「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について（平成20年3月14日付け雇児総発第0314002号）」に基づき、児童虐待検証部会において次のとおり検証を行った。

- (1) 本事例の家族の居住自治体へ調査を行うとともに、裁判に関する情報収集などを行い、事実関係を整理した。
- (2) これらの調査等に基づき、児童虐待検証部会において発生要因の分析を行ったうえで、再発防止に向けた方策についての提言をまとめた。

3 事例の概要

(1) 事例の概要

実母は、A市において就労しながらきょうだいと2人で生活しており、令和2年6月頃に妊娠していることを自覚したものの、周囲に妊娠を秘匿し、妊婦健診等の受診を行うことなく、令和2年8月3日夜から未明にかけて、自宅で男児を出産した。

その後、ビニール袋に男児の遺体を入れて、路上から河川へ遺棄した。男児は8月4日午後3時半頃、A市湾内にて発見された。

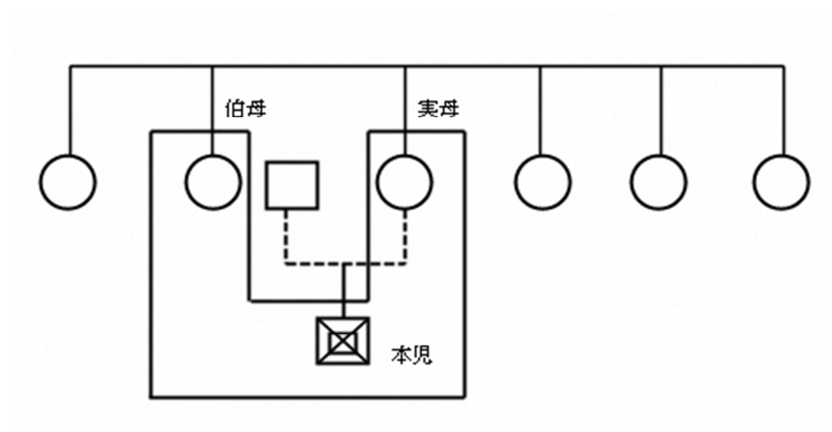
実母は、同月6日に死体遺棄罪で逮捕、その後起訴された。同年12月2日に殺人の容疑で再逮捕されたが、後日不起訴処分となった。令和3年2月17日に懲役1年6月、執行猶予3年の判決を受けた。

(2) 家族の状況（年齢は事件発生当時）

ア 家族構成

実母	(22歳)	会社員
伯母	(30歳)	会社員
本児	(0歳)	

イ ジェノグラム



(3) 事例の背景

実母の家庭は、実母が子どもの頃から居住環境や経済状態等が心配され、適切な養育が行えていない状況にあった。

このためA市では、実母が小学生の頃から、児童福祉担当部署を中心に要保護児童対策地域協議会において母子保健担当部署とも連携し、実母を含めた6人のきょうだいについて情報共有や家庭訪問等の支援を行ってきた。

しかしながら、実母の家庭は、社会とのつながりが希薄であり、他者との関係づくりも難しく、孤立しやすい状態であったため、実母をはじめ、子どもたちに支援を行き届かせることが難しい状況であった。

実母が18歳を迎え、児童福祉法における支援が終結した後も、A市の福祉事務所や母子保健担当部署が家庭訪問等を通して、経済面や生活面の支援を行っていた。

実母が、高等学校を卒業し、就労して経済的に自立した生活が送れるようになってからは、福祉事務所による支援も終了したが、生活面での課題をサポートするため、母子保健担当部署が引き続き家庭訪問を行うなど、10年余りにわたり、A市の関係部署が関わってきた経過がある。

関係機関が家庭を訪問した際には、実母は、目を合わさず、問いかけに頷く程度の反応が多いなど、対人関係の構築における困難さが窺われる様子が見られたが、このような特性に対する具体的な支援にはつながっていなかった。

今回の事案の背景には、実母が成長の過程において、適切な生活力や社会性を身につけていくことが難しい家庭環境であったことが、大きく影響しているものと考えられる。

4 課題と提言

本部会においては、出産後に遺体を遺棄してしまった実母の背景に着目するとともに、再発防止の観点から、厳しい環境で育つ子どもへの支援や、要保護児童の対象ではなくなった後、制度の隙間にある事例に対する対策について議論を行った。その結果、下記のとおり本事案の課題について整理し、再発防止に向けた提言を行う。

(1) 家庭全体を捉えた切れ目のない支援について

家庭全体を捉えた適切なアセスメントに基づく、関係機関が連携した切れ目のない支援のあり方

【課題】

実母の家庭は、実母以外のきょうだいが特に養育状況が心配され、緊急的に介入が必要な状態であった。一方、実母は不登校傾向ではあったものの高等学校には安定的に通学し、その後は就職して経済的にも自立できており、他のきょうだいに比べると支援の必要性が見えづらい状況であった。また、自ら発信することがほとんどなかったため、要保護児童対策地域協議会を通じて支援に関わる関係機関は、実母のニーズを把握しづらく、支援が行き届きにくい状況でもあった。

実母のように、一見すると支援の必要性が顕在化していない場合であっても、多くの課題を抱えた家庭状況や生育歴、個人の特性を踏まえると、実母自身の課題やニーズにも注意深く目を向け、心理面も含めた多面的なアセスメントを行う必要があったのではないかと考えられる。

また、家庭全体をアセスメントしたうえで、実母の発達段階に応じて関係機関が切れ目なく連携し、適切な支援につなげる必要があったと考えられる。

【提言】

○家庭全体を捉えた適切なアセスメント

表面的なリスクが見えづらい場合であっても、支援対象者を取り巻く家庭環境は本人の生育に大きな影響をもたらしており、虐待の連鎖を防止する観点からも、家庭の状況や生育歴などを踏まえて家庭全体をアセスメントする視点が重要である。

また、こうしたアセスメントを行う際には、支援対象者それぞれの状況について、心理面や医学的な側面を含めて多面的に把握することが重要である。

さらに、家族構成やライフステージに変化が生じたタイミングでアセスメントを見直すことも必要である。

このように、市町村において家庭全体を捉えた多面的なアセスメントが行えるよう、県においては、各市町村への財政支援等を通じて専門的な人材配置を促進している子ども家庭総合支援拠点の早期設置を働きかけるとともに、要保護児童対策地域協議会調整担当者等を対象に実施している研修について、さらなる充実を図る必要がある。

また、各市町村の保健師や相談員等の支援担当者がブロック単位で具体的な事例を持ち寄り、医療・福祉・教育等の多職種が連携してアセスメントを行い支援プランを検討するなど、実践的な研修の機会を設ける必要がある。あわせて、これらの事例を県がとりまとめて各市町村に周知を行い、現場への普及展開を図っていくことも有効である。

さらに、市町村がアセスメントを行ううえで、特に高度の専門性が求められる医療・法律分野の知見を補うために、各市町村が必要に応じて、児童相談所の医師や弁護士から専門的な助言を受けることができる機会を確保することも必要である。

○関係機関が連携した切れ目のない支援の強化

各市町村が、家庭全体を捉えたアセスメントに基づき、地域資源を活用しながら個々の支援対象者に具体的な支援を行き届かせるためには、支援の基盤となる機関が切れ目のない連携体制を確実に構築していることが重要である。

このような支援体制を構築するためには、母子保健法に基づき妊娠期から全ての家庭をサポートする機関である市町村子育て世代包括支援センターと、児童福祉法に基づき支援を行う児童福祉担当部署又は子ども家庭総合支援拠点が、児童虐待の未然防止に向けて緊密に連携し、スクールソーシャルワーカーなどの教育関係者や他機関とも協働のもと、それぞれの支援機関が把握した情報を統合して、家庭全体に寄り添いながら切れ目のない支援を行う必要がある。

そのためには、県において、高知版ネウボラ（※）推進の取組の一環として、各市町村における児童福祉や母子保健担当部署など関係部門の組織・人員体制、活用可能な地域の資源などの状況を踏まえ、各市町村の強みや課題を当該市町村と共有したうえで、部門間の連携強化や専門的な人材の養成などの支援を積極的に行いながら、切れ目のない相談・支援の強化を図る必要がある。

※高知版ネウボラ：市町村子育て世代包括支援センターを起点とした妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援

(2) 地域における支援ネットワークの構築について

制度の隙間にある事案に対する支援体制のあり方

【課題】

「市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）」では、要保護児童対策地域協議会による進行管理の終結判断の一つの目安として、「子どもが満18歳に達した場合で、必要に応じた適切な支援機関に引継ぎ終えたとき」とされている。

実母の場合は、母子保健担当部署が子どもの頃から家庭を知っていたため、18歳に到達し、要保護児童対策地域協議会を通じた支援が終結した後も、一時的な個別課題に応じて一定程度は関わることができていたが、実母自ら関係機関に対して助けを求めることはなく、制度サービスの対象にもなっていなかったため、A市が公的に関わり続けることは困難であった。

このように、制度サービス等の対象にならない場合でも、生きづらさを抱え、支援が必要な方がいる現状があり、そのような方に対する支援を充実する必要がある。

【提言】

○18歳到達前の再アセスメントの実施

実母のように18歳到達により要保護児童の対象ではなくなった場合、以後どのような支援が必要か、また、その支援をどこがどのように担うかなどを具体的に検討し、属人的な支援にならないよう次の支援者へ引き継ぐシステムを構築する必要がある。

そのためには、支援対象者が17歳に到達した時点において、児童福祉担当部署が要保護児童対策地域協議会を通じて関係機関と連携しながら再度アセスメントを行うとともに、できる限り本人や家族の意向を踏まえて、民生委員・児童委員などの地域の支援者やインフォーマルな資源も含めた支援の組み立てを行うことを、ケースワークの手順に組み込むことが重要である。

なお、18歳到達前に要保護児童の対象でなくなる児童についても、支援の終結にあたって再アセスメントを行い、以後の見守り体制を確保することが必要である。

○各市町村における包括的な支援体制の構築

各市町村において、課題が見えづらい場合であっても、支援が必要な方に対して、属性や世代、相談内容に関わらず個々の相談を受け止め、生きづらさを抱えた方の悩みに寄り添った支援へつなげる包括的な支援体制が早期に構築される必要がある。

そのため、県では、県社会福祉協議会と連携して、包括的な支援体制の構築に向けて地域の相談支援機関による役割分担や連携体制を具体化する各市町村の地域福祉計画が策定できるよう助言を行うほか、地域福祉のコーディネーターなどの人材育成や、単独の市町村では解決が難しい専門的な支援体制の構築など、多方面から積極的に支援を行っていくことが必要である。

(3) 性に関する教育のあり方について

厳しい環境で育つ子どもに対する性教育

【課題】

実母は、令和2年6月頃に、妊娠していることに気づいたが、同年8月に出産するまでの間、家族や職場など誰にも相談することはなく、病院への受診も行わなかったため、周囲が妊娠に気づくことは困難であった。実母は、妊娠を秘匿していた背景について、子どもを妊娠していることを伯母に伝えると怒られると思ったという内容の供述をしており、周囲との関係性から、誰にも妊娠を伝えられなかったと推測される。

実母が育った社会との繋がりが希薄な家庭背景を踏まえると、妊娠が分かった際の必要な手続きや周囲への相談といった、性に関する問題に適切に対処する力が身についていなかったのではないかと推測される。

家庭の状況に関わらず、実母のように厳しい家庭環境で育つ子どもたちが、困難な状況に直面した時に対処できるなど、社会で生きていくために必要な力を身につけることができるよう、支援を充実する必要がある。

【提言】

○性に関する教育を通じた生きる力の育成

全ての子どもたちが、他者との関わりの中で自己肯定感を育み、発達段階に応じて必要な知識や能力を身につけられることが大切であり、特に、生活基盤が脆弱など厳しい家庭環境で育つ子どもたちについては、日常生活及び社会生活を送るうえで課題に適切に対処できる能力が獲得できるよう支援を行うことが必要である。

このため、教育現場では、県教育委員会が独自に作成した「性に関する指導の手引き」や指導用教材を活用し、全ての児童生徒が性に関する正しい知識や適切な意志決定・行動選択ができる力を身につけられるよう指導の充実に取り組む必要がある。

とりわけ、家庭環境に課題がある子どもや、不登校により学校において十分な指導を受けられない子どもに対しても、性に関する学習内容について、発達段階に応じた知識を確実に身につけさせることが重要である。そのため、要保護児童対策地域協議会を通じて母子保健担当部署や学校等が連携を図りながら、性に関する学習について支援が必要な子どもの情報共有を行い、進級や進学の日など子どもや家庭の状況に応じた適切な機会を捉えて、家庭訪問等により指導方法を工夫して必要な知識を伝えていくことが考えられる。

併せて、県が作成する啓発冊子を高校生に配布するとともに、若い世代がアクセスしやすいWEBサイトに掲示することなどを通じて、性に関する具体的な正しい知識を周知していくことも必要である。

(4) 予期せぬ妊娠に対する相談対応について

相談窓口につながりにくい方への情報提供と支援

【課題】

予期せぬ妊娠をした場合、妊娠に気づくことが遅れたり、周囲との関係性や経済的な理由等から不安が強まり、母子保健や医療機関などの対面型の窓口に出向いて相談することに、ためらいが生じる場合があると考えられる。

また、実母のように家族に妊娠が伝わることを恐れている場合などは、地域の相談機関に自ら相談することは難しいのではないかと推測される。

このように相談窓口につながりにくい方に対して、予期せぬ妊娠に関する正しい情報を提供し、必要な支援につなぐ方法を検討する必要がある。

【提言】

○予期せぬ妊娠に関する多様な情報提供

妊娠したことを周囲に知られたくない場合や、他者との関わりが苦手な方にとっては、電話や対面による相談方法は心理的なハードルが高く、まずは、気軽な情報検索や匿名性の高いコミュニケーションを可能とするWEBサイトやSNSを利用するケースが多いと推測される。

このため、県においては、予期せぬ妊娠への基本的な対応や相談しやすい窓口等の情報を分かりやすくまとめてホームページに掲載するなど、不安を抱える方が必要な情報にアクセスしやすい環境を整えていく必要がある。

特に、強い不安を抱えている場合には、早期に相談窓口につながり、出産後の生活や子育てをサポートする支援があることや、養育が困難な場合であっても様々な選択肢があることを知ったうえで、より良い選択を行うことが重要である。

そのためにも、思春期の段階から、民間の支援機関も含めた多様な相談窓口を認知することができるよう、広報資材等を活用して相談窓口の周知・広報を強化していくことが必要である。

おわりに

本事例は、実母が妊娠していることを誰にも相談しないまま、出産後に遺体を遺棄するという大変痛ましい事例であり、支援に関わってきたA市の関係者にとっては大変残念な結果であった。

事件発生後、実母は自らA市の担当部署へ連絡しているが、最終的に担当者を頼ることができた背景には、長年にわたるA市の関わりがあったことが推察される。

このことは、支援機関と支援対象者との関係性がいかに重要であることを示唆しており、職種にかかわらず支援機関が信頼関係に基づいた関係性を構築することが重要であることを示している。

また、経済状況や生活環境、能力面など様々な事情から出産、育児が難しい場合や子育てに不安を抱えている場合において、当事者が一人で抱え込むことのないよう、周囲がサポートできる支援体制を整えていく必要がある。

改めて、市町村をはじめとする相談支援に携わる関係者の一人一人が、本児の死を重く受け止め、再発防止に向けた取組を進める中で、本報告書の提言が十分に活かされ、児童虐待のない社会づくりの一助となることを強く希望してやまない。

最後に、本児に対する深い哀悼の意を表し、ご冥福を心より祈念する。

参考 1 高知県児童福祉審議会児童虐待検証部会開催経過

回 数	日 程	内容等
第 1 回	令和 3 年 1 月 28 日	・ 検証事例の概要について ・ 検証の進め方について ・ 関係機関へのヒアリング結果について ・ 主な論点について
第 2 回	令和 3 年 3 月 19 日	・ 主な論点について
第 3 回	令和 3 年 6 月 11 日	・ 検証報告書（案）について
第 4 回	令和 3 年 8 月 27 日	・ 検証報告書（案）について

参考 2 高知県児童福祉審議会児童虐待検証部会委員名簿

委員名	役職名
川崎 育郎	高知県立大学名誉教授
須内 富 國澤 千陽(令和 3 年 4 月～)	高知県国公立幼稚園・子ども園会副会長
岡谷 英明	高知大学教育学部教授
山崎 正雄	高知県立精神保健福祉センター所長
山崎 雄一郎	高知県保育所経営管理協議会理事
◎ 渡辺 誠 福留 久美(令和 3 年 4 月～)	高知県児童養護施設協議会長
徳弘 朋子	高知県民生委員児童委員協議会連合会副会長
● 福島 寛隆 福留 利也(令和 3 年 7 月～)	高知県社会福祉協議会常務理事
山岡 敏明	弁護士
木下 あゆみ	四国こどもとおとなの医療センター小児科専門医
廣末 ゆか	元中芸広域連合 地域包括支援センター長

● : 部会長 ◎ : 副部会長

<問い合わせ先>

〒780-8570

高知県高知市丸ノ内1丁目2-20

高知県子ども・福祉政策部 子ども・子育て支援課

TEL：088-823-9655

FAX：088-823-9658

E-mail：060401@ken.pref.kochi.lg.jp